令和５年４月１０日

保護者　様

新発田市立東中学校
校長　　森谷　優子

学校生活について（お願い）

日頃より、東中学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。新入生７７名の入学により、全校生徒２１４名で新年度の学校生活が始まりました。新しい環境に早く馴染み、落ち着いて学習や諸活動に取り組んでほしいと思います。

さて、今年度も『学校生活について』のお願いを配付させていただきます。生徒には、本日の全校集会で、スライドを用いながら学校生活を送る上での基本的な事柄について確認を行いました。

家庭や地域、学校が一体となった取組により、生徒一人一人の望ましい生活習慣の育成と健全な成長を図りたいと考えております。皆様のご理解とご協力をお願いします。

１　学校生活でのお願い

（１）学習、友達関係に関して

①　生徒に確かな学力身に付けさせるために、学校では「分かる楽しい役に立つ」授業を工夫し、授業改善に取り組みます。ご家庭では、家庭学習の習慣が身に付くようにご支援をお願いします。

②　「いじめや差別は、絶対許さない」という姿勢で、学校でも十分注意して見ていきますが、お子さんの様子で気になることがありましたら、どんな些細なことでも学級担任にご連絡ください。学校に対して、ご要望やご質問があるときもどうぞご相談ください。また、学校からもご家庭に相談したいことがあるときには、家庭訪問や来校をお願いすることがありますのでご協力をお願いします。

（２）学校からの配付物について

学校からの配付物には、よく目を通していただきたいと思います。なお、提出が必要な書類につきましては、期日までにご提出をお願いします。

（３）登下校時の服装について

制服での登校が原則です。ただし、スカートで自転車通学をする生徒に関しては、安全に登校するために体育着での登校を認めています。登校したら制服に着替えて朝学活に臨みます。また、体育着での下校を認めています。身だしなみについては、整った身なりになるようにご家庭でもご指導ください。また、下校後、用があり、やむをえず学校にくる場合は、体育着または制服（自転車を使う場合はヘルメット着用）でお願いします。

（４）頭髪について

中学生として、学校生活にふさわしく華美にならないようにしてください。

（５）欠席・遅刻の届出について

欠席、遅刻の場合は必ず学校にご連絡ください。電話連絡の場合は、**７：３０～８：００**の間に**保護者の方から連絡**をお願いします。

東中　ＴＥＬ．０２５４－２２－３８２４

（６）早退、通院について

体調が悪くなり早退する場合は、ご家庭に連絡しますのでお迎えをお願いします。

（7）感染症になった場合

感染症（新型コロナウィルス、水ぼうそう、インフルエンザ、おたふく、はしか等）にかかった場合は、すぐに学級担任に連絡をお願いします。医者の許可がでるまで出席停止（欠席扱いにならない）になります。治ったのち、登校許可証を医者に書いてもらい、登校してください。なお、登校許可証は、学校で直接受け取るか、東中学校ホームページからダウンロードしてください。

（8）弁当について

給食のない日は、弁当を持たせてください。生徒が途中で買いに出ることは禁止しています。なお、飲み物は、水・お茶・スポーツ飲料のみで、水筒かスクイズボトルに入れて持たせてください。ビン・缶・ペットボトルは禁止です。休日の部活時の持ち物は、顧問の指示に従ってください。

午前で学校の授業が終了し午後に部活動等がある場合、徒歩通学の生徒に限り、家で昼食をとって再登校することを認めます。

（9）持ち物について

学習に関係しないものやハサミ・カッターは持ち込み禁止です。不要物については一時学校で預かり、後日保護者へ返却します。お子さんの持ち物については、目を配ってくださるようお願いします。また、トラブルを避けるため、不要なお金は持たせないようにお願いします。集金等で持参する場合は、朝学活等の時間までに、必ず手渡しで教職員に渡すようご家庭でもお話しください。

（ 10 ）金銭貸借・物の売買について

生徒同士の物品売買は禁止です。事実が確認できた場合は、ご家庭に連絡いたします。

（ 11 ）器物破損等について

故意に破損させた場合については、保護者と相談させていただき、弁償していただく場合があります。

（ 12 ）下校について

下校する場合は寄り道せず、まっすぐ家に帰るよう指導してください。

2　校外でのお願い　市内の小中学校で共有しているきまりです。

（1）外泊について

生徒のみの外泊は、問題行動に繋がりかねないため、禁止しています。

（2）携帯電話について

原則持ち込み禁止です。緊急の連絡手段とせざるを得ない場合ややむを得ない事情がある場合は、書面による申請を行ってください。許可された場合、朝学活等の時間までに担任に預け、下校時に受け取るように指導します。

近年、本校でも、動画やゲームへの依存、SNS によるトラブル等が発生しています。保護者の責任の下、端末をお子さんに預けてください。

（3）遊戯施設への出入りについて

営利遊戯施設（カラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場等）へ出入りは保護者の了解のもとに行うこととしています。なお 18 : 00 以降の出入りは保護者同伴でなければなりません。（県の条例による。）